

2022年9月吉日

お客様各位

伊達信用金庫

## 当座勘定規定の改定について

平素は、伊達信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は、「電子交換所」に対応するため、当座勘定規定を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の預金規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

また、変更内容につきましては、当座勘定規定によりご確認ください。

### 記

1. 対象規定 当座勘定規定
2. 改定日 2022年11月4日（金）
3. 変更内容

次頁以降掲載

新	旧
<p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保</u></p>	<p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

新	旧
<p><u>管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p><b>第9条（支払の範囲）～第16条（成年後見人等の届出） 【省略】</b></p> <p><b>第17条（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p><b>第18条～第28条 【省略】</b></p>	<p><b>第9条（支払の範囲）～第16条（成年後見人等の届出） 【省略】</b></p> <p><b>第17条（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p><b>第18条～第28条 【省略】</b></p> <p><b>第29条（個人情報センターへの登録）</b></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は</u></p>

新	旧
<p>第29条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第30条(休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>第31条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>第32条(休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>第33条(規定の変更等)</p>	<p>自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第30条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第31条(休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>第32条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>第33条(休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>第34条(規定の変更等)</p>

以上

【本件に関するお問い合わせ先】  
伊達信用金庫 事務グループ  
電話番号 (0142) 25-2811

